

平成 2 7 年  
第 2 回東久留米市  
総合教育会議議事録

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

東久留米市・東久留米市教育委員会

平成27年第2回東久留米市総合教育会議

平成27年5月14日午前9時32分開会

市役所7階 703会議室

- 議題 (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について  
(2) その他
- 

出席者(6人)

市	長	並	木	克	巳	
教	育	長	直	原	裕	
教	育	委	員	尾	関	謙一郎
(教育長職務代理者)						
教	育	委	員	矢	部	晶代
教	育	委	員	松	本	誠一
教	育	委	員	名	取	はにわ

---

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

企	画	経	営	室	長	佐	々	木	弘	治		
子	ど	も	家	庭	部	長	西	川	昌	彦		
教	育	部	長	師	岡	範	昭					
指	導	室	長	加	納	一	好					
企	画	調	整	課	長	森	山	義	雄			
教	育	総	務	課	長	遠	藤	毅	彦			
学	務	課	長	傳	智	則						
生	涯	学	習	課	長	市	澤	信	明			
図	書	館	長	岡	野	知	子					
主	幹	・	統	括	指	導	主	事	富	永	大	優

---

事務局職員出席者

庶	務	係	長	鳥	越	富	貴
---	---	---	---	---	---	---	---

---

傍聴者 20人

## ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時32分)

- 並木市長 皆さん、おはようございます。ただ今から、第2回総合教育会議を開催します。本日は、教育長、教育委員の皆さん全員にお集まりいただいています。
- 

## ◎傍聴について

- 並木市長 傍聴の方がお見えになっていますので許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは傍聴を許可します。暫時休憩します。

(休憩 午前9時33分)

(傍聴者 入室)

(再開 午前9時34分)

休憩を閉じて再開します。ここで傍聴の方にお願ひがあります。傍聴していただくに当たってはお手元にお配りしている「教育委員会傍聴人規則」を準用させていただきますので、ご了承願ひます。

---

## ◎事務局からのお知らせ

- 並木市長 続いて、事務局からお知らせがあります。
- 師岡教育部長 前回の会議では、傍聴者の方には「貸出用」として資料をご用意し、お帰りの際には回収させていただきました。しかし、今回から、資料がお入り用の場合にはそのままお持ち帰りいただくことができるようになりました。また、前回の資料も入口近くにご用意してありますので、合わせてご利用いただければと思います。
- 並木市長 それでは、日程により会議を進めます。なお、必要に応じて事務局職員が説明する場合もありますので、ご了承願ひます。
- 

## ◎議題1 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について

- 並木市長 議題の第1「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について」に入ります。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に当たっては、前回の会議でも申し上げましたが、本市ではこの総合教育会議の設置前、昨年度から教育委員会の皆様と十分な意見交換を行わせていただきました。そして、4月30日の第1回総合教育会議において、それまでの議論の論点整理という形で、昨年度に教育委員会が策定した教育振興基本計画の総論部分をベースとしながら、それに追加したり、あるいは強調したいと私が考えている点についてお話しし、教育委員の皆さんからご意見をいただきました。考え方のすり合わせは概ねできたのではないかと考えています。

そこで本日は、大綱案の形に私がまとめましたので、これについて改めて皆さんからご意見をいただきたいと思ひます。お配りしている資料の「東久留米市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(案)」をご覧ください。概要並びにポイントについてご説明しますので、その後にご意見をいただければと思ひています。

冒頭では、法的根拠並びにこの大綱を受け、教育行政の中に反映していくことをうたって

います。それ以降には基本方針として五つの柱立てをしています。それは前回も皆様とご議論させていただいた内容です。一つ一つ確認の意味も含めてご説明します。

「基本方針Ⅰ 人権尊重と健やかな心と体の育成」についてご説明します。人権尊重の理念を正しく理解し、生命を大切に、社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心を身に付け、社会に貢献する精神を育（はぐく）むことを主にしています。その中で豊かな人間性、また、知・徳・体の力をバランスよく身に付けていくことが大切だろうとあっています。また、社会的な問題になっている「いじめ」の解決について、また、それに寄与するであろう道徳教育の充実、さらに、防災活動などに取り組む中でお互いを支え合う環境ができるのではないかと述べています。2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されますので、このような貴重な機会を生かした教育をしていただきたいというようなことも述べています。健康な体づくりには、食に関する教育も大切であると括（くく）らせていただいています。

続いて、具体的にご説明します。《人権尊重教育の推進》について。「国際化、情報化、高齢化等の進展に伴い、さまざまな人権問題が生じています。子どもたちが人権問題を正しく理解し、多様な人々とともに暮らすことができるよう、人権尊重の理念を基盤とした教育を推進します」と述べています。《道徳教育の充実》について。「道徳の教科化が進められています。社会生活の基本的ルール、善悪の判断や思いやりの心、支え合いの精神を身に付けることができるよう、道徳教育を充実させます」と述べています。《いじめ防止教育の推進》について。「『いじめ』は命と人格の尊厳にかかわる問題です。東久留米市いじめ防止対策推進条例を踏まえ、いじめを防止する教育を推進します」と述べています。《防災教育の推進》について。「自然災害に備えて、防災についての知識や技能を習得するだけではなく、社会参加や社会貢献の意識を高めるため、防災教育を推進します」と述べています。《オリンピック・パラリンピック教育の推進》について。「オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等について正しく理解し、国際理解を深め、国際親善や人権尊重の精神を育てるために、オリンピック・パラリンピック教育を推進します」と述べています。《体育・健康教育の推進》について。「子どもたちが積極的に体育やスポーツに親しみ、健康増進や体力向上を図ることができるよう、体育・健康教育を推進します」と述べています。《食育の推進》について。「健康な体づくりには、食の衛生面や食生活に関する知識も必要です。栄養に偏りのない食品の選択や地場産農作物の給食への活用など、食に関する学習を推進します」と述べています。

続いて、「基本方針Ⅱ 確かな学力の育成」についてご説明します。義務教育の目的は、社会に出て自立して生きていくために必要となる力を身に付けさせることを主眼に置き、幅広い学力を身に付けていくこと。また、グローバル化に積極的に対応できる人間を育てること。同時に、これからの東久留米の地域や産業を支え発展させる人間を育てていくこと。また、学習活動を支える学校図書館の整備についても言及しています。

続いて、具体的にご説明します。《基礎的・基本的な学力の定着》について。子どもたちが幅広い学力のもととなる基礎的・基本的な知識や技能を身に付けるために、子どもたち一人ひとりの学力や発達段階に応じた「分かる授業」を実践するとともに、補習体制など教育環境を整備していきます。《思考力、判断力、表現力の育成》について。「これからの社会では、基礎的・基本的な知識や技能だけでなく、活用する力を身に付けることが必要です。

そのため、子どもたちが興味・関心を持ち、主体的に参加する授業を行うことで、思考力、判断力、表現力とともに学ぶ意欲を育成します。そして、学習が得意な子どもたちの学力をさらに伸ばします」と述べています。《グローバル社会で活躍できる人間の育成》について。「グローバル化に対応するためには、外国語を学ぶとともに、日本の歴史、社会、文化を知ることが大切です。国際社会で活躍するためには、自分の考えをもち、人の考えをきちんと理解しなければなりません。子どもたちが日本の伝統や文化を大切にしながら国際感覚を身に付け、日本人としての誇りとアイデンティティーをもたせる教育を推進します」と述べています。《地域社会の活性化に貢献できる人間の育成》について。「東久留米市の自然や産業を学びながら、将来の東久留米市や自分自身の自立のことを考える学習を進めることで地域社会を愛し、地域の活性化に貢献できる人間を育成します」と述べています。《学校図書館の充実》について。「『読書』は子どもたちの豊かな人間性を育み、知識を得て世界を広げていくための大切な活動です。学校図書館の整備や市立図書館との連携により、子どもたちの読書活動や学習活動の充実を図ります」と述べています。

続いて「基本方針Ⅲ 信頼される学校づくり」についてご説明します。

「学校」は、保護者が安心して子どもたちを通わせることができる場所であることが前提で、そのために地域の協力を得て教育活動を一層充実させていくことが必要であること。教員の資質や指導力の向上が必要であること。特別な支援が必要な子どもたちへの指導の充実が必要であること。学校施設の整備も必要であることを述べています。また、教科書採択や学校の適正規模・適正配置についても言及しています。

具体的にご説明します。《校長のリーダーシップの確立》について。「信頼される学校をつくるために、学校は保護者や地域の負託に応えなければなりません。そのためには、校長がリーダーシップを発揮し、学校が一丸となって充実した教育活動を行うことのできる組織づくりを進めます」と述べています。《地域との連携》について。「校長の学校経営において、外部の専門家や地域の力を積極的に取り入れることが重要です。学校は学校評議員の協力を得て開かれた学校づくりを進め、さらに、青少年健全育成協議会や地元の自治会など、地域と連携した教育活動を進められるようにします。また、学校が地域に協力することで、学校と地域の連携がより深まります。地域行事に学校施設を開放したり、多くの子どもたちを地域行事に参加させたりすることで、学校と地域との連携を推進します」と述べています。

《教員の資質・能力の向上》について。「子どもたちを指導している教員の指導力や資質の向上は、子どもたちの学力や体力の向上、健全育成に直接影響します。教員の指導力を高めるとともに教員としての使命を自覚させ、人間性を豊かにすることで、子どもたちや保護者に信頼される教育を育成します」と述べています。《特別支援教育の充実》について。「通常の学級にも、特別な支援を必要としながら十分な支援を受けられない子どもたちがいます。障害があり、特別な支援の必要な子どもたちが専門的な教育を受けられる体制を整備します」と述べています。《安全・安心な学校づくり》について。「子どもたちの安全・安心のため、学校施設や通学路の安全確保が大切です。学校施設の日常的点検や維持補修、施設全体の大規模改修にも計画的に取り組みます。また、子どもたちが交通事故や犯罪被害に遭わないように通学路の安全確保に努めます」と述べています。《教科書採択の適正な実施》について。「教育指導上、極めて重要な役割を果たす教科用図書は、教育委員会の権限と責任において、適正かつ公正に採択するとともに、その結果と採択理由を明らかにします」と述

べています。《学校の適正規模・適正配置》について。「文部科学省の『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』に基づき、小・中学校の適正規模・適正配置は、教育委員会において教育的な視点から検討し、保護者や地域の理解を得ながら進めていきます」と述べています。

続いて「基本方針Ⅳ 生涯学習社会の構築」についてご説明します。

生涯学習は少子高齢化の進む地域社会において、その活力の維持と発展にとって極めて大切であるという考えのもと、第4次長期総合計画の基本目標である『子どもの未来と文化をはぐくむまち』の基本的施策である「生涯学習の推進」に位置付けられている「生涯学習活動の充実」「図書館サービスの充実」「文化財の保護と活用」「市民スポーツの振興」を施策の基本としています。また、「市民スポーツは2020年東京オリンピック・パラリンピックへの気運を醸成することにつながるため、その一層の振興を図ります」と述べています。「学校教育と連携し、放課後の子どもたちの学習活動や体験活動を充実させていきます」ということも述べています。

具体的にご説明します。《生涯学習活動の充実》について。「『生涯学習センター』は、生涯学習の中核として多くの市民に利用されているとともに、情報収集、提供、相談支援などの中心的な機能を果たしています。今後も、生涯学習団体、NPO法人、指定管理者等と市民とが連携し、それを市が支援していく体制づくりを進めていきます」と述べています。

《図書館サービスの充実》について。「図書館は『地域を支える図書館』を基本理念とし、まちの情報拠点として、市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。さらに、蔵書の質の向上と、本・インターネット情報・電子書籍・オープンデータなど、時代の変化に合わせた多様な資料を備え、生涯学習の拠点として充実を図ります。

また、「市民が東久留米をよく知り、まちの歴史や文化を次代に継承するために、東久留米に関する資料の収集・保存は、図書館の重要な役割です。市民活動と協働した事業を進め、市民の交流と学び、文化拠点として整備していきます」と述べています。《文化財の保護と活用》について。「市内には、東京都指定文化財の指定を受けた史跡や、無形民俗文化財の指定を受けた郷土芸能などが多数あります。しかし、都市化や価値観の多様化などから文化財の保存環境が変化し、維持や保存・継承が年々難しくなっています。文化財に対する保護意識の醸成のため、市民への啓発や事業を充実させるとともに、伝統文化を継承する人材の育成や体制づくりを推進していきます」と述べています。《市民スポーツの振興》について。「市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持・増進や地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められます。そのため、スポーツを安全・安心に行うことができるよう、各施設の適正な管理運営、指導員や団体の運営に携わる人材の確保・育成を行います」と述べています。《オリンピック・パラリンピックへの機運への醸成》について。「市民の間でオリンピック・パラリンピックへの機運を高めるための事業を、さまざまな機会を通じて展開していきます。」と述べています。《放課後子供教室の実施》について。「子どもたちが学習活動をはじめさまざまな文化活動、スポーツ活動、芸術活動、伝統文化活動に参加することにより、心身ともに豊かに成長する一助になることを目指すとともに、放課後の子どもたちの活動をより充実させるため、『放課後子供教室』を実施します」と述べています。

最後に「基本方針Ⅴ 子ども子育ての支援」をご説明します。

「誰もが安心して子どもを産み、育てることができ、子ども自身も伸び伸びと健やかに成長することができる環境づくりを進めます」として、子どもたちにかかわる関係諸機関と小・中学校との一層の連携、また地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実等を進めていきたいと述べています。

具体的にご説明します。《虐待の防止や相談体制の充実》について。「子ども家庭支援センターでは、教育委員会や学校と連携を取りながら、虐待の問題や子育ての悩みなどの解決を図っていきます」と述べています。《放課後の活動の充実》について。「学童クラブのほとんどは小学校の敷地内にあり、その小学校に通う子どもたちが在籍しています。教育委員会が実施する「放課後子供教室」との連携も視野に入れ、子どもたちの活動を充実させます。」と述べています。《保育園と小学校の連携の推進》について。「小1プロブレムの解消や発達障害等により、特別な支援を必要とする子どもへの継続的な支援を行うため、保育園と小学校との連携を一層推進します」と述べています。

説明は以上です。各委員からご意見をいただきたいと思えます。

○尾関委員 先ずは、大綱案をこのようにまとめていただいたことについてお礼申し上げます。法律が変わり、4月以降、本市はいわゆる新教育長と教育委員4人という体制になりましたが、体制が変わったのは全国でも意外に少なかったことを確認しておきたいと思えます。

そして、本市のような大綱（案）がこの時期にほぼまとまったということは、都内でも極めて珍しいケースです。今までの教育振興基本計画を踏襲するのではなくて、新制度になる前に、3回も、教育委員会と協議をした上でまとめていただいたことは評価すべきことだと思っています。3月末まで委員長であった立場から、市長は東久留米の教育に対して真剣に取り組みられていらっしゃることを改めて認識させていただき、素晴らしいことだと思っています。

冒頭に「人権尊重」を取り上げられています。「人権といじめ問題の解消は極めて密接な関係にある」ということが理解されない場合もありますが、教育委員会の新制度をもたらした法律改正は、大津市でのいじめ問題に対する教育委員会と市の対応に齟齬（そご）を来したことからスタートしていることを考えますと、東久留米として、人権教育が命と人格の尊厳にかかわる問題だと重要視し、いじめ問題の解消にもなるという点をとらえていただいたことは評価すべきことだと思っています。

また地域との連携という点においても、市民から選ばれている市長として、学校が地域に協力すること、逆に地域も学校に協力することということを指摘していただいて、学校経営というものを考えていただいたということが、教育委員の立場としても非常にありがたいと思っています。

教科書の採択については、教育委員会が権限と責任において適正かつ公正に採択することというのはもちろんですが、その結果をディスクローズすることは市民の関心に応えることであり、改めて大綱に記載していただいたということで、教育委員会としてもはっきりと認識していかなければならないことだと思っています。

また、学校の適正規模・適正配置についても教育委員会の専権事項ですが、もちろん市民の協力を得て、さらに市長の考え方も連携していかなければならない問題です。教育委員会が勝手に決めるものではありません。あくまで教育の観点からの検討は必要ですが、保護者、地域、市全体で協議してから進めていくことを記載していただき、はっきりとその方向

性が示されていますので、こういったところに大綱をまとめていただいた意義の一つがあると思っています。全国に先駆けて、しかも内容のあるものができているということは、東久留米市の教育委員としても非常に誇らしいと思っています。

○松本委員 私は幾つか感想を述べさせていただきたいと思います。「基本方針Ⅰ 人権尊重と健やかな心と体の育成」の《食育の推進》のところですか。市長もご案内のとおり、本市の総面積は約1,300haありますが、先ほど農業委員会に確認しましたら173haの農地があるということでした。その農地で生産された東久留米の農産物は市場や消費者からとても良い評判で、高い評価を受けているということです。その理由は東久留米の農業・農家の技術の高さにあります。「日本農業賞」という素晴らしい賞をいただいていますし、そういう付加価値の高い農地で生産された農産物を給食で利用してもらえるとすることは、東久留米の重要な産業の一つでもある「農業」を子どもたちに理解してもらうのに大変有効だと思います。

また、昨年、市長は、郷土給食の日に「煮いだんご」を給食で召し上がられました。私たち委員も食べさせていただきましたが、ただおいしかっただけで終わらせてはいけないと思うのです。「煮いだんご」は小麦を使います。東久留米にはうどんの文化、小麦の文化があります。本市には湧き水がいっぱいありますが水温が低いこともあり、昔からほとんど田んぼはなかったようです。畑しかないので小麦が多く栽培されたという歴史的な背景がありますので、そういうものも子どもたちに理解してもらいたいと思います。「基本方針Ⅱ 確かな学力の育成」の《地域社会の活性化に貢献できる人間の育成》にもつながっていくと思います。

第1回総合教育会議でもお願いしましたが、「基本方針Ⅳ 生涯学習社会の構築」のところで、「市民全体で2020年のオリンピック・パラリンピックへの気運を高めよう」ということで取り上げていただきました。小・中学校ではオリンピック教育がしっかり進められていきますが、市民としても、60歳を超えた人たちにとっては1964年の東京オリンピックは歴史というだけではなく、記憶としてまだ残っています。2020年に2回目のオリンピックを経験できるのは大変な楽しみでもあります。50年前の時代背景を考えたり、5年後の状況を比べてみたり、いろいろな学習ができると期待しています。

大綱の前文の最後に「東久留米は、次代を担う子どもたちを育てるために、この大綱に基づき」とありますが、ここへ「市民が生涯にわたって学び続けることのできる環境を整えるためにも」という表現を追加したらどうかと思います。

大綱案の全体を見た感想ですが、「地域」という言葉がよく出てきます。これは市長が東久留米市に対して熱い思いやふるさと東久留米を愛する心をお持ちであり、市民を元気にしたいという思いが伝わってきますし、私も大切なことだと思います。

教育はもとより、市行政全体においても、「地域の力」に期待したいと思います。

全体として、とても良い大綱案ができたと思います。

○矢部委員 この大綱案はこれまでの数多くの協議を踏まえ、市長が強調したいとお考えのポイントがしっかり押さえられていて、なおかつ、私も教育委員会のお願した意見も反映していただいています。

第1に、教育委員会がこれまでもずっと大切にしてきました人権尊重教育についてですが、これは尾関委員も発言されていますが、1番目にしっかりと押さえさせていただいたことはとて

も良いと考えています。教育委員会では教員への研修、子どもたちへの人権教育を通して人権尊重推進を徹底して行っていますので、ここは大事にしていきたいと思っています。

その中で、いじめ防止についても述べられています。いじめ防止及びいじめの解決に関しては、教育関係者や子どものいる家庭だけではなく、全市民的な取り組みが必要であると考えています。市長のリーダーシップの下で、いじめ防止推進条例を広く市民に周知して市民のご協力を仰ぎ、“いじめのないまち東久留米”を推進していただけたらありがたいと考えています。

《食育の推進》についてですが、文末の「食に関する学習を推進します」は「食に関する教育」という表現のほうが良いと思いますので、文言整理の時にご検討ください。

「確かな学力の育成」の《思考力、判断力、表現力の育成》のところですが、子どもたちが興味・関心を持ち、主体的に参加する授業を行うという、いわゆるアクティブラーニングについて言及されています。これは今後の事業を行う上で大事なことです、とても良いご意見だと思いました。また、グローバルかつ地域に貢献できる人間の育成に力を注がれるという点も、とても良いことだと思いました。

「信頼される学校づくり」の《地域との連携》《特別支援教育の充実》《安全・安心な学校づくり》についてですが、市としての取り組みが強調されている点が良いと思います。教育委員会も市の中にある組織ですので、教育委員会が進めていきたいことと、市として進めていきたいことが一致していなければ物事は進んでいきません。ここは市長部局としてしっかりとらえていただいている点がとても良いと感じました。

最後に「子ども子育ての支援」についてです。今までの話し合いで何回も出ました、市長部局と教育委員会の連携という点を市長が大事にされているということで、情報の共有と言いますか、風通しのいい現場がとても大事だと思います。より一層の連携が図られることを期待しています。

全体を通してみても文言も分かりやすく、いろいろな方に読んでいただいて市長の思いが伝わる内容になっていると思います。この内容で実際に事業が推進していきますよう、よろしくをお願いします。

○名取委員 この大綱案をお示ししていただきありがとうございます。内容のバランスもとても良いと思います。特に、冒頭に「人権尊重」をきちんと押さえていただいていることは本当にありがたく思います。本市は人権教育をずっと進めていますので、このことがきちんと基本に位置づけられていることが大事なことです。

それから、「基本方針Ⅱ 確かな学力の育成」についてです。今後、少子化が進むと、さらに、一人ひとりの子どもたちが確かな学力を付けることがとても大事なことになります。その意味では《基礎的・基本的な学力の定着》《思考力、判断力、表現力の育成》、それをベースにした《グローバル社会で活躍できる人間の育成》、そしてここに「日本人の誇りとアイデンティティー」という文言をきちんと明記していただきました。これはとても素晴らしいと思います。そして《地域社会の活性》《学校図書館の充実》という流れも良いと思います。

「基本方針Ⅳ 生涯学習社会の構築」の中の「放課後子供教室の実施」ですが、子どもたちにとってはとても大事なことです。今回、この大綱の中では教育委員会ではできなかった「子ども子育ての支援」がきちんと位置付けられており、そこで「保育園と小学校との連携

を一層推進します」と書いていただいています。子どもたちの確かな学力の育成は、その辺から踏まえてということになりますので、「基本方針Ⅱ 確かな学力の育成」もほかの方針とも密接に関係していますので、一体的に進めていただけますことを期待しています。

「基本方針Ⅳ 生涯学習社会の構築」ですが、これは本当に大事なところです。特に、図書館サービスの充実をきちんと書かれていることは、とても良いと思います。本市の図書館は非常に熱心で、確かな学力の育成のためにも、とても大事な学校図書館の充実にも、随分貢献していますので、今後も一層推進されることを期待しています。

○直原教育長 今回、市長がこのような形で教育に関する大綱案をまとめられました。「基本方針Ⅴ」以外は基本的には教育委員会が所管する事業ですので、私どもとしてはここに書かれたことをしっかりと受けとめていかなくてはいけない、そういう立場にあります。

特に、先ほど尾関委員からも発言がありました、《教科書採択の適正な実施》と《学校の適正規模・適正配置》についてですが、この夏には中学校の教科書の採択があります。本当に、教育委員会の権限と責任においてしっかりとやっていかなくてはいけないと思っています。大綱に書かれたということは、私どもとしては、市長から教育委員会がしっかりとやってくれよと求められたと認識しています。

また、「信頼される学校づくり」の中に《教員の資質・能力の向上》があります。学校教育が抱えている課題は非常にたくさんあります。学力の問題、健全育成の問題、そのほかさまざまありますが、最終的には子どもに直接しているのは教員ですので、一人ひとりの教員の能力と資質を高めていくことは、ここに書いてある大綱の内容を実現する上での必須条件だと考えています。「指導力」という意味で言えば、「教員」は教えることのプロフェッショナルですから、さまざまな子どもがいる中、全ての子どもたちに基礎的・基本的な力を付けてあげるためには、一人ひとりの違いに配慮しながら、しっかりと分かりやすく教えることのできる「授業力」とよく言いますが、そういう力を全ての教員が持つようにしなければいけないと思っています。

もう一つ、「教育」は信頼関係が前提にあります。先生というのは児童・生徒から見て信頼される、本当は尊敬される存在であってほしいと強く思っています。特に、学齢期の子どもたちは人格が形成される途上にあるわけで、そういう子どもたちに接する教員は、非常に重たい責任を持っていると思っています。それが教員の使命だと思いますので、こちらにも書いてありますが、教員としての使命を全ての教員がしっかりと認識し、子ども、保護者の信頼に応えられるようにしていくことがとても大事だと思っています。しっかりとやっていきたいと思っています。

○並木市長 ありがとうございます。ほかにありますか。よろしいですか。

本日も貴重なご意見をいただいたと思っています。はじめに尾関委員からお話がありましたが、法改正の中で、新しい制度に早く対応させていただいたことも、先ずは教育委員会の皆様のご理解とご協力があったことと思っています。

昨年度から、貴重な意見交換の場を持たせていただき、教育委員会と私とのいろいろな考えのすり合わせもさせていただきました。そういったことがあり、大綱案がこの時期に出せたと思っています。また、具体の取り組み、施策の方向性についても細かなところにまで言及させていただきましたが、これも委員の皆さんと連携できた結果であると思っています。

今後もこの総合教育会議の場に限らず、「協議・連携・調整」について先ほど各委員から

も「風通し良く」というお話もありましたが、そういったことを重んじながら進めていければと思っています。

それではこの大綱に関しては全体として了解を得られたということで受けとめて、進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは協議は終了いたします。

本日の協議を踏まえ、多少の表現の工夫や文言整理を行って、大綱を決定させていただきたいと思っています。決定した大綱は6月に開催されます、平成27年第2回市議会定例会に報告したいと考えています。

---

## ◎議題2 その他

○並木市長 ほかにご意見はありますか。

○直原教育長 私から一言申し上げます。本日の協議を踏まえ市長が最終的に大綱を決定されるということですが、市長が大綱を決定されましたら、それを受け、教育委員会ではその大綱に基づいて教育振興基本計画の改訂を適宜行った上で、教育行政の一層の充実に努めていきたいと思っています。

○並木市長 了解しました。よろしく申し上げます。ほかになければ本日の会議を終了しますが、事務局から何かありますか。

(「ありません」の声あり)

---

## ◎閉会の宣告

○並木市長 それでは、以上で終了します。皆さんどうもありがとうございました。

(閉会 午前10時15分)

東久留米市総合教育会議運営要綱第7条の規定により、ここに署名する。

市 長 並 木 克 己 (自 署)

教 育 長 直 原 裕 (自 署)